

「平泉の文化遺産」シンボルマーク・ロゴ使用承認事務取扱要領

(社)平泉観光協会
平成20年3月12日制定

(目的)

第1 この要領は、「平泉の文化遺産」シンボルマーク・ロゴの使用承認事務に関して必要な事項を定める。

(使用承認の申請)

第2 「平泉の文化遺産」シンボルマーク・ロゴ(以下「マーク等」という。)を使用しようとする者は、「平泉の文化遺産」シンボルマーク・ロゴ使用承認申請書(様式第1号)を、(社)平泉観光協会に提出し、使用承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 別紙に記載する機関及び団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他、協会が特に申請を要しないと認めた場合

(使用の承認)

第3 協会は、第2の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が適切と認められるものに対して、「平泉の文化遺産」シンボルマーク・ロゴ使用承認証(様式第2号)により承認番号を付して承認するものとする。

また、審査の結果、不承認と認められるものに対しては、「平泉の文化遺産」シンボルマーク・ロゴの使用不承認通知(様式第3号)により、その旨通知するものとする。

(使用料、手数料)

第4 マーク等の使用料及び手数料は無償とする。

(改善の指示)

第5 協会は、使用者が使用承認の範囲を逸脱して使用している場合は、使用者に改善を指示することがある。

(承認の取り消し)

第6 協会は、前項による改善の指示を行なった場合に、使用者が速やかに改善の措置を講じない場合、使用承認を取り消し、使用を差し止めることがある。

(協力金)

第7 協会は、マーク等の使用者のうち、協会が行う「平泉の文化遺産」を活用した観光振興事業に対して賛同を得た者から協力金を受けることができる。

(ホームページへの掲載)

第8 協会は、前記第7の協力金を受けたマーク等の使用者について、当該使用者の承諾を得て、その氏名・名称等を協会のホームページに掲載し、告知する等、その謝意を表すものとする。

(疑義等)

第9 この要領に定めのない事項及びこの要領に関して生じた疑義等については、協会と使用者が協議して定める。

別紙

第2(1)に規定する機関及び団体

岩手県
一関市
奥州市
平泉町
(財)岩手県観光協会
(社)一関観光協会
花泉町観光協会
千厩町観光協会
東山町観光協会
大東観光物産協議会
室根山観光協会
(社)水沢観光協会
江刺観光物産協会
前沢観光協会
胆沢町観光協会
衣川観光物産協会
(社)平泉観光協会
中尊寺
毛越寺
達谷西光寺